

産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 質問（平成16年9月8日）

質問者 自民党・道民会議 村田 憲俊 委員

関西電力（株）美浜発電所3号機の2次系配管破損事故に関する泊発電所の対応について。

11名の死傷者を出した痛ましい事故8月9日の事故後北電に於いては情報の収集、提供がされ、道としても「今後の情報収集と安全確保について」申し入れをしたと言うことで、これまでの経過を報告いただきました。

（1）泊発電所における、美浜原発3号機の事故発生箇所と同じ部位に関し泊発電所は美浜と同型の加圧水 只今報告を受けましたが数点伺います。

1 1・2号機の取り替え時期のひらきについて

翌日10日に同じ部位について、1号機は平成12年9月から11月に行われた、第9回の定期検査に於いて取り替えられ、2号機に於いては今回報告を頂いた平成16年3月から7月の定期検査でステンレス製に取り替えたとの報告であります。マスコミによると96年（平成8年）にメーカーから検査台帳もれが北電に知らされた時から4年後に1号機の取り替え、それから又およそ4年を経過してからの取り替えであり、アメリカにおけるサリー原発（86年）の教訓が生かされていないと考えますし、不都合が有るのであれば早期に対応するべきと考えますが、時間的に非常に大きなひらきが有り対応の遅れを感じるのですがどうしてか伺います。

答 弁 者 原口 忍 原子力安全対策課長

〔答弁要旨〕（取り替え時期についてであります、）

北電が自らが定めた管理指針においては、配管肉厚の余寿命を各系統の部位別に算出し、余寿命が2年以下になるまでに点検を繰り返し、余寿命が2年以下となった場合には、当該部位を耐創生材料等に取り替えることとしております。02次系配管オリフィス下流部の必要肉厚は4.6mmであり、1号機の場合には、平成11年の点検時点で、最小肉厚が5.7mm、また、2号機については、平成14年の点検時点で、最小肉厚が5.7mmとなったことから、管理指針に基づき、それぞれ、次の定期検査時にステンレス製配管に交換したとの報告を受けております。

2 肉厚管理箇所について

肉厚管理箇所について伺います。点検対象部位については、3090カ所に及ぶということであり、1号機で222ヶ所、2号機で189カ所の点検未実施箇所があるということですが、1号機の方が早く運転されているのに、未実施箇所が多いことの原因と、こうした箇所の検査規定はどのようになっているのか、又、未実施箇所も可能な限り速やかに行うべきと考えますがその計画はどのようになっているのか伺います。

答 弁 者 原口 忍 原子力安全対策課長

〔答弁要旨〕 (管理指針に基づく管理の状況についてであります、)

管理指針は、炭素鋼製配管が使用条件、摩耗等によって、減肉することが予想される箇所について、計画的に肉厚測定を行い、推移を把握し、必要な場合に配管の取り替えを行い、設備の健全性を確保するものであります。

この箇所については、1,2号機ともそれぞれ約3000カ所ありますが、このうちの点検未実施の箇所は、いずれも管理指針では、減肉傾向のない箇所と位置づけられているものの、念のため、偏流発生部位について10年間に25%を点検対象とすることとしており、今後、計画的に点検が実施されるものと承知しております。

3 道の認識について

泊発電所のある現地では、美浜発電所事故に大きな衝撃をうけており、さらに、泊発電所においても、過去に美浜と同じ箇所を検査対象としていなかった時期があることが判明し、地元には、原子力発電所に対する不安が広がっている。

そこで、伺いますが、今回の泊発電所で美浜と同じ箇所を過去に検査対象としていなかったことが判明した事について、道としてどのように認識しているのかお聞かせ下さい。

答 弁 者 原口 忍 原子力安全対策課長

〔答弁要旨〕 道としての認識についてであります、

泊発電所1号機について、美浜3号機の事故と同じ箇所が、過去に肉厚管理対象となっていなかった時期があったことについては、重く受け止めるとともに、大変遺憾なことであると認識しております。

4 過去の事とはいえ、発電に関わる重要な箇所にて点検漏れがあったことは極めて重大なことで、美浜原発と同一の箇所だけではなく、他の部位も含め、今後このようなことが起きないように、道としても再発防止策をとらせるべきと考えますが、見解を伺います

答 弁 者 原口 忍 原子力安全対策課長

〔答弁要旨〕（再発防止対策についてであります）

本来、検査すべき対象が検査リストから漏れることは、あってはならないことであり、道としては、北電から過去に当該部分を検査対象としていなかったとの報告を受けた際、1号機について、過去に肉厚管理されていなかった時期があったことは遺憾であること、配管の厳格な管理を含め、泊発電所の一層の安全性の確保に万全を期すこと」を申し入れており、北電ではこれを受け、今後、十分な再発防止対策がとられるものと考えております。

5 国からの調査指示について

報告に有るよう、経済産業省原子力安全・保安院より、原子力発電所および火力発電所を保有する電気事業者等に対し、電気事業法第106条に基づく報告徴収が行われ（8/11）原子力、火力ともに報告徴収がおこなわれたのですが、調査が実施可能な火力発電所に於いてはほとんど減肉がないことを確認したと言うことで有りますが、原子力発電と火力発電ではどうしてこのような差異があるのかお聞かせ願います。

答 弁 者 原口 忍 原子力安全対策課長

〔答弁要旨〕（減肉の差異についてであります）

北電によりますと、原子力発電所と火力発電所では、設計及び運転条件、水質条件等の違いにより、減肉に関して状況が異なっているものと考えているとし、現在、国の「関西電力美浜3号機2次系配管破損事故調査委員会」等で、配管減肉事象等について、議論がなされており、その調査委員会の議論を注視しているとしております。

6 定期検査の期間について

原子力発電の稼働率が高いことから、様々な部位の消耗が早いものと考えます、近年は、定期検査の実施期間が短縮傾向にあり、はたして十分な検査ができるのかと言う不安も地域住民の中に多くあります、こうした傾向を道としてどのように認識しているのか見解をお聞かせ下さい。

答 弁 者 原口 忍 原子力安全対策課長

〔答弁要旨〕（定期検査の期間についてであります、）

定期検査の期間は、作業工程をきめ細かく管理し、作業交代ロスを極力少なくしたり、作業員を増やして交代体制を採用したりすることによって短縮されたり、その一方、他の原子力発電所で起きたトラブル等で得られた教訓をもとに、必要に応じて再発防止対策を図るための点検や工事により、長くなる場合もあります。

北電の場合においても、定期検査期間は点検の都度、異なっており、近年では80日から90日前後で推移しております。